



## 第66期

# 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2022年6月24日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

**場所** 大阪府門真市新橋町2番11号  
**当社本店 2階会議室**  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」  
をご参照ください。）

## 決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
**第4号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件

## 目次

第66期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	13
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告	47

### ＜新型コロナウイルス感染症への対応について＞

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日の健康状態や体調等に十分にご配慮の上、どうぞご無理をなさらないようお願い申し上げます。  
 株主総会の議決権行使は、書面又はインターネットによる方法もございますので、併せてご検討のほどよろしくお願いたします。  
 本年の株主総会におきましても、昨年と同様に株主様へお土産のご用意をいたしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主各位

大阪府門真市新橋町2番11号

**東和薬品株式会社**

代表取締役社長 吉田逸郎

## 第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、インターネット又は書面により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場は、健康状態や体調等に十分にご配慮の上、ご無理をなさらないようお願い申し上げます。

なお、インターネット又は書面により議決権をご行使いただく場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月23日（木曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪府門真市新橋町2番11号

当社本店 2階会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

感染拡大を防止するため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第66期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第66期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
  - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類とインターネット上の当社ウェブサイトに掲載の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」で構成されております。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.towayakuhin.co.jp/>)

<新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について>

- 当社役員及び運営スタッフは、当日の体調及び体温を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。
- 当日ご出席される株主様におかれましては、マスク着用の上、検温及びアルコール消毒液のご使用にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- マスク着用にご協力いただけない方や発熱がある方、体調が優れない方は入場をお断りする場合がございます。
- 株主総会の所要時間短縮のため、報告事項等を簡潔に説明させていただく場合がございます。株主の皆様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席いただかない場合



#### インターネットによる議決権行使の場合 (パソコン又はスマートフォン等)

各議案に対する賛否をご入力ください。  
行使方法につきましては、次頁をお読みください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)  
午後5時40分入力分まで



#### 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に  
各議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)  
午後5時40分到着分まで

- ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

開催日時

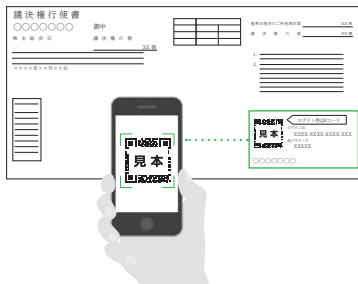
2022年6月24日(金曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時)

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

### QRコードを読み取る方法

ログインID及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は（株）デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。**

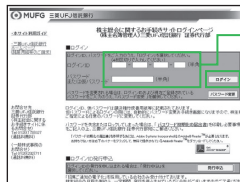
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

### ログインID・パスワードを入力する方法

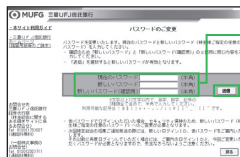
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、任意のパスワードにご変更ください。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ・インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

システム等に関する  
お問い合わせ先



三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク



**0120-173-027** (受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、経営基盤の強化を図りつつ、業績に応じた配当を行うことを基本方針とし、株主の皆様への安定的な配当を維持していくことを重要な課題と認識しております。

この方針に基づき、当事業年度の業績及び今後の事業展開を勘案し、慎重に検討いたしました結果、剰余金処分につきましては次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金33円 配当総額 <b>1,624,322,667円</b> なお、中間配当金として1株につき27円（創業70周年記念配当3円を含む）をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき60円となり、前期に比べ16円の増配となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等インターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1条～第14条（条文省略）  <u>（株主総会参考書類等インターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	第1条～第14条（現行どおり）  <削除>

現行定款	変更案
<p data-bbox="390 420 517 450">&lt;新 設&gt;</p> <p data-bbox="169 607 547 638">第16条～第35条（条文省略）</p> <p data-bbox="169 683 390 743">附 則 第1条（条文省略）</p> <p data-bbox="390 1091 517 1121">&lt;新 設&gt;</p>	<p data-bbox="783 229 994 260"><u>（電子提供措置等）</u></p> <p data-bbox="768 269 1342 374">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="768 381 1342 556">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="768 607 1176 638">第16条～第35条（現行どおり）</p> <p data-bbox="768 683 1016 743">附 則 第1条（現行どおり）</p> <p data-bbox="783 789 1312 819"><u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p data-bbox="768 828 1342 1040">第2条 定款第15条（株主総会参考書類等インターネット開示とみなし提供）の変更は、<u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、施行日という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="768 1046 1342 1227">2 前項の規定にかかわらず、<u>施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等インターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="768 1236 1342 1378">3 本附則第2条は、<u>施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	よしだいつろう <b>吉田逸郎</b> (1951年4月27日) 所有する当社の株式数 1,455,309株 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1979年5月 当社入社 1983年10月 当社経理部長 1983年12月 当社取締役経理部長 1986年8月 当社取締役総務部長 1990年4月 当社取締役社長室長 1990年6月 当社専務取締役社長室長 1991年6月 当社専務取締役生産本部長 兼 社長室長 1991年11月 当社専務取締役社長室長 1996年6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) ジェイドルフ製薬(株)代表取締役会長
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社グループ全体の事業及び経営・管理に関する業務に従事し、事業経営及び管理・運営業務に関する豊富な経験と知見を有していることから、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
2	<p>こ ん の か ず ひ こ 今 野 和 彦 (1954年10月8日)</p> <p>所有する当社の株式数 15,589株</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	<p>1998年11月 当社入社 生産本部山形工場品質保証部次長 2005年 4月 当社生産本部山形工場品質保証部長 2007年 4月 当社信頼性保証本部品質保証部長 2009年10月 当社生産本部大阪工場長 2013年 6月 当社取締役生産本部副本部長 2014年 4月 当社取締役生産本部長 2017年 6月 当社常務取締役生産本部 兼 研究開発本部 兼 製剤技術本部 兼 原薬事業本部担当 2019年 4月 当社常務取締役信頼性保証本部 兼 生産本部 兼 製剤技術本部担当 2020年 6月 当社専務取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) グリーンカプス製薬(株)代表取締役会長</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社において主として生産及び品質保証部門に従事し、事業経営及び管理・運営業務に関する豊富な経験と知見を有していることから、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
3	たなかまさお <b>田中政男</b> (1954年7月4日)  所有する当社の株式数 7,326株  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	2009年4月 当社入社 内部監査室次長 2011年4月 当社内部監査室長 2016年10月 当社広報・IR室長 兼 人事部長 2017年6月 当社取締役管理本部長 2019年4月 当社取締役 管理本部担当 2020年6月 当社取締役(現任)  (重要な兼職の状況) (株)プロトセラ代表取締役会長兼社長  <b>【取締役候補者とした理由】</b> 管理部門に従事し、事業経営及び管理・運営業務に関する豊富な経験と知見を有していることから、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役大石歌織氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
おお かし か おり <b>大石歌織</b> (1977年4月21日)  所有する当社の株式数 -  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	2001年10月 弁護士登録 2001年10月 北浜法律事務所(現 北浜法律事務所・外国法共同事業)入所 2013年1月 同事務所パートナー(現任) 2017年6月 (株)PALTAC社外取締役(現任) 2020年6月 当社社外取締役[監査等委員](現任)  (重要な兼職の状況) 北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー (株)PALTAC社外取締役
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を有しており、企業経営の健全性の確保とコンプライアンス経営の推進についての助言・提言が期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、女性の視点や立場から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大石歌織氏は、社外取締役候補者であります。当社は大石歌織氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 大石歌織氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、本総会終結の時をもって社外取締役としての在任期間は2年となります。
4. 当社は、大石歌織氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

以上

### 【ご参考】本総会終結後の取締役及び経営戦略会議メンバーのスキル・マトリックス

本総会において、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成並びに各取締役、経営戦略会議に参加する上席執行役員及び執行役員が備えるスキルは次のとおりであります。

		企業 経営	経営戦略 事業戦略	財務/ 会計	法務/ リスク 管理	人事	IT/ デジタル	購買	研究 開発	生産	品管/ 信頼性 保証	営業/ マーケ ティング	グロー バル
社内 取締 役	吉田 逸郎	●	●	●	●	●		●		●			
	今野 和彦	●	●						●	●	●		
	田中 政男	●	●	●	●	●							
	白川 敏雄	●			●				●			●	●
社外 取締 役	栄木 憲和	●	●		●				●	●	●		●
	大石 歌織				●								
	後藤 研了	●	●	●	●								
経営 戦略 会議 メン バー	久保 盛裕	●	●										●
	天野 雄介	●	●	●	●		●						
	内藤 泰史		●									●	
	内川 治	●	●						●				●
	國分 俊和		●				●						

(注) 本表は、各取締役及び経営戦略会議メンバーが有する全てのスキルを表すものではありません。

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の普及によって経済活動正常化の動きも見られましたが、感染力の強い変異型ウイルスの影響により新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況です。欧米においては、経済活動の制限が段階的に緩和され、景気の回復傾向は維持されているものの、新変異株の新規感染者数が増大傾向にあることから、依然として先行き不透明な状況が続くと想定されます。また、ウクライナ情勢の緊迫化に伴い、エネルギー価格や原材料価格の高騰による経済活動への影響も懸念されております。

このような環境下で、当社グループにおいては、「人々の健康に貢献し、こころの笑顔を大切にすること」を企業理念として、2021年5月に発表した「第5期 中期経営計画2021-2023 PROACTIVE II」（以下、「中期経営計画」という。）に基づき、国内外でのジェネリック医薬品事業をコア事業としつつ、「健康長寿社会」に対応した医療・介護の実現や、医療から未病のケア・予防へシフトする社会に貢献する健康関連事業の展開を目指し、各種課題に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、売上高165,615百万円（前期比6.9%増）、売上総利益70,185百万円（同7.2%増）、販売費及び一般管理費50,980百万円（同12.0%増）、営業利益19,205百万円（同3.6%減）、経常利益22,739百万円（同21.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益15,914百万円（同14.0%増）となりました。なお、当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大が当社グループの業績に与える影響は軽微なものとなりました。

#### ■売上高

165,615百万円

前連結会計年度比 6.9%増

#### ■営業利益

19,205百万円

前連結会計年度比 3.6%減

#### ■経常利益

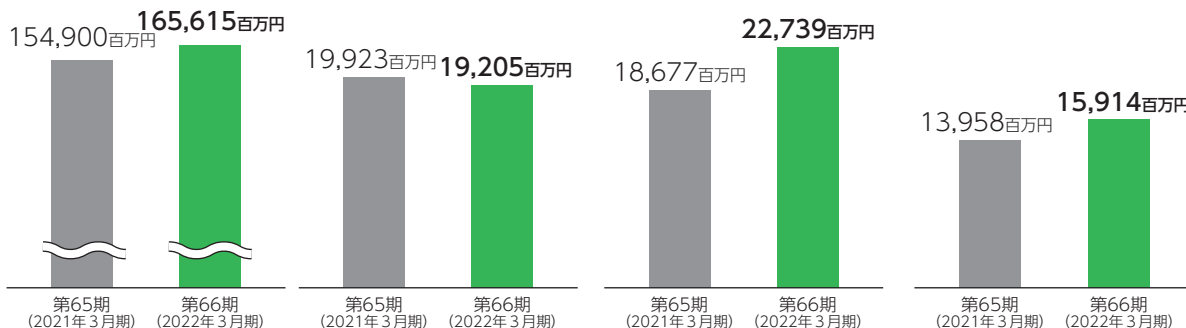
22,739百万円

前連結会計年度比 21.7%増

#### ■親会社株主に帰属する当期純利益

15,914百万円

前連結会計年度比 14.0%増



セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、報告セグメントのセグメント利益につきましては、のれん償却前の数値であります。

### (国内セグメント)

国内ジェネリック医薬品業界では、2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「2020年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」ことが決まり、これを受けて2018年4月の診療報酬改定以降、各種施策が講じられました。さらに2020年4月の診療報酬改定においても、引き続き「後発医薬品やバイオ後続品の使用促進」策が決まり、ジェネリック医薬品の普及が進んだ結果、2021年12月の数量シェアは79.3%(2021年10-12月期 日本ジェネリック製薬協会調べ)となりました。また、2021年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保、新目標についての検証、保険者の適正化の取組にも資する医療機関等の別の使用割合を含む実施状況の見える化を早期に実施し、バイオシミラーの医療費適正化効果を踏まえた目標設定の検討、新目標との関係を踏まえた後発医薬品調剤体制加算等の見直しの検討、フォーミュラリの活用等、更なる使用促進を図る。」との言及がありました。

一方、2019年10月と2020年4月に薬価改定が実施され、また、2020年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえ、2021年4月にも薬価改定が行われました。このように、2021年度以降は2年に1度の通常の薬価改定に加え、中間年における薬価改定の実施により毎年薬価改定を行うという方針が決定しているため、今後、医薬品業界にとって極めて厳しい状況が続くことが想定されます。また、昨今の医薬品における品質や安定供給に関する各種問題によりジェネリック医薬品に対する信頼感は低下し、ジェネリック医薬品業界の置かれた環境は厳しさを増しております。

国内ジェネリック医薬品事業においては、他社製品の供給停止等の影響を受け、多くの品目において生産数量を大きく上回る注文をいただき、限定出荷を行わざるを得ない状況であるため、全社を挙げて増産に向けた新規設備の導入と増員に取り組んでおります。また、将来にわたり安定供給できる体制を構築するため、2023年10月までに山形工場に第三固形製剤棟を建設し、2024年度以降、175億錠の生産能力を実現する計画としております。

製造管理及び品質管理面では、医薬品の製造管理及び品質管理の基準であるGMP省令やその他関連する法令遵守はもちろんのこと、国際的基準であるPIC/S GMPやICHガイドラインも積極的に取り入れ、独自の制度・教育訓練により、特にGMP三原則の中で示されている「人為的な誤りを最小限にすること」の意味することを正しく理解し、医薬品の適切な品質と安全性の確保に取り組んでおり

---

ます。また、安定供給体制の維持・強化のため、原薬の複数購買化や製造所の監査等を推進し、グループ全体として原薬製造から製剤製造、物流、販売に至るまで、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に向けた取り組みを継続して行っております。その一環として、2021年11月24日に、「東和薬品の法令遵守宣言」を発表いたしました。

販売面では2021年6月に新製品6成分18品目、2021年12月に新製品6成分11品目の販売を開始し、当社のジェネリック医薬品の製品数は339成分778品目となりました。なお、2021年12月に販売を開始した『エルデカルシトールカプセル0.5 $\mu$ g/0.75 $\mu$ g「トーフ」』は、当社として初めてのオーソライズド・ジェネリックとなります。

健康関連事業の展開においては、「健康長寿社会に対応した医療・介護の実現や、医療から未病のケア・予防へシフトする社会に貢献する」ことを課題として認識し、新たな技術の獲得及びまったく新しい知見や技術との融合を図りつつ、新しい医療体制に対応した健康に関連する新規事業の創出に取り組んでおります。

その取り組みの一環として、当連結会計年度では、クラウド型地域医療情報連携サービス「ヘルスケアパスポート」の協業販売に向けたTIS株式会社とのアライアンス契約を締結し、また京都市の医療・介護等の統合データ分析事業における生活習慣病に係る研究を当社、TIS株式会社、株式会社ヘルステック研究所にて共同で実施し、さらに当社が株式会社バンダイナムコ研究所と開発を進めている服薬支援ツールを用いた実証実験を国立大学法人京都大学、株式会社ヘルステック研究所と開始する等、医療・健康データを活用したヘルスケアサービスの提供を目指した取り組みを行いました。検査事業における取り組みとしましては、株式会社プロトセラにて大腸がんリスク検査を始めとする3種類のプロトキー検査の販売と、新たなリスク検査の研究開発を行っております。

これに加え、2022年3月に健康食品・医薬品等の企画・開発・受託製造業等を営む三生医薬株式会社（以下、「三生医薬」という。）を子会社化しました。三生医薬が当社グループに加わることで、今後、三生医薬が培ってきた高い技術力や広範な顧客基盤、健康食品関連のノウハウを活用でき、これにより、当社の目指す健康関連事業の多角的な展開が実現され、当社のさらなる企業価値向上につながると考えております。

以上の活動の結果、当連結会計年度における国内セグメントの売上高は、126,676百万円（前期比6.7%増）、セグメント利益は18,878百万円（同6.8%減）となりました。

### （海外セグメント）

当社グループでは、海外市場での拡大と成長に向け、Towa Pharma International Holdings, S.L.（以下、「Towa HD」という。）を通じて欧州及び米国市場でのジェネリック医薬品事業を展開



しており、当連結会計年度において、米国ではエベロリムス錠、アセナピン舌下錠等の新製品を上市いたしました。配送委託先変更に伴う在庫調整及び一部製品において原薬不足が生じたこと等により、計画を若干下回る結果となりました。欧州では製造受託の売上が上振れたこと、BtoC事業において新製品の販売が堅調であったこと等により、売上計画を上回りました。今後もTowa HDが持つ、欧州複数国及び米国での販売網と、欧州にある欧米等の基準に準拠した製造拠点を活用し、さらなる事業展開を目指してまいります。

以上の活動の結果、当連結会計年度における海外セグメントの売上高は、38,938百万円（前期比7.5%増）、セグメント利益は1,127百万円（同164.9%増）となりました。

---

**② 設備投資の状況**

当連結会計年度において、医薬品生産能力の増強等を目的として、総額14,848百万円の設備投資を行いました。

**③ 資金調達の状況**

当社グループは、当連結会計年度において、借入金により57,295百万円の資金調達を行いました。

**④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

当社は、2022年3月7日に三生医薬株式会社の全株式を取得し、完全子会社といたしました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第63期 (2019年3月期)	第64期 (2020年3月期)	第65期 (2021年3月期)	第66期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	105,104	110,384	154,900	165,615
経常利益	18,865	20,990	18,677	22,739
親会社株主に帰属する 当期純利益	13,475	14,503	13,958	15,914
1株当たり当期純利益	273円85銭	294円74銭	283円62銭	323円36銭
総資産	188,803	230,016	245,668	329,935
純資産	91,771	104,665	116,599	132,169
1株当たり純資産額	1,864円92銭	2,126円72銭	2,369円21銭	2,685円18銭

- (注) 1. 当社は、Pensa Investments, S.L. (現Towa Pharma International Holdings, S.L.) の全株式を取得し完全子会社としたことにより、第64期において、総資産が50,959百万円増加しております。また、第65期において、売上高が36,214百万円増加しております。
2. 第65期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第64期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日) を第66期の期首から適用しております。
4. 当社は、三生医薬株式会社の全株式を取得し完全子会社としたことにより、第66期において、総資産が61,127百万円増加しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ジェイドルフ製薬株式会社	40百万円	100%	医療用医薬品の製造・販売
大地化成株式会社	50百万円	100%	医薬品原薬・中間体の研究開発及び製造
グリーンカプス製薬株式会社	90百万円	100%	ソフトカプセル製造
Towa Pharma International Holdings, S.L.	3百万ユーロ	100%	医療用医薬品の製造・販売
三生医薬株式会社	123百万円	100%	健康食品、医薬品、一般食品、雑貨等の企画・開発・受託製造等

#### (4) 対処すべき課題

「(1) 当連結会計年度の事業の状況」の「①事業の経過及び成果」に述べているように、業界環境が大きく変化していますが、当社は信頼性のさらなる向上を行いつつ、当社グループの役員と社員が共通認識を持って、いつの時代でも、どの地域でも、その地域に住んでいる人々に必要とされる会社、必要とされる製品・サービスを提供することができる会社であることを目指します。

当社は、コア事業としての国内外のジェネリック医薬品事業においてこれまで以上に信頼される企業になるための取り組みとして、安定供給体制や品質保証体制の強化・幅広い品揃え・製品総合力No.1の製品づくり等によりジェネリック医薬品事業の進化に尽力します。また、これまでに培った知見や技術の活用だけでなく、新たな技術の獲得やまったく新しい知見や技術との融合を図り、技術イノベーションと製品価値の創出を行うことを通して、健康関連事業においても貢献し必要とされる企業となるために尽力していきます。

そのために、当社は以下の5つの方針に沿って、各課題に取り組んでまいります。

##### 方針1 コア事業としてのジェネリック医薬品事業の進化

「ジェネリック医薬品への信頼を取り戻すための、品質確保・安定確保の徹底と適切な情報発信」  
「総合ジェネリック医薬品メーカーとして、より信頼され、必要とされる存在となる」ことを課題として認識し、当社がこれまでに注力してきた取り組みである安定供給体制の向上のための「原薬調達」「生産能力向上」「販売体制の最適化」を継続していくことに加え、品質保証体制の強化・幅広い品揃え・製品総合力No.1の製品づくりに取り組みます。特に、昨今では医薬品における品質や安定供給に関する問題が起こる中で、ジェネリック医薬品メーカーとしての安定供給責任を果たすために、また今後のシェア拡大に対応すべく山形工場への設備投資を決定しました。加えて2021年9月27日に関西地区に新たな物流拠点として「関西出荷センター」を開設しました。サプライチェーンマネジメントの視点を重視し、リスクに応じた取り組みを通して安定供給体制の維持・強化を図ってまいります。加えて患者にとって、常に最適な製品を届けたいという思いから、オーソライズド・ジェネリックとして『エルデカルシトールカプセル0.5 $\mu$ g/0.75 $\mu$ g「トーフ」』を2021年12月10日に発売いたしました。

##### 方針2 海外市場での拡大と成長

「世界中の人々の健康に貢献するため、高品質で付加価値のあるジェネリック医薬品を届ける」ことを課題として認識し、Towa Pharma International Holdings, S.L. (以下、「Towa HD」という。)を中心として「欧州・米国での新製品投入を通じた事業の持続的成長」「海外の顕在的及び潜在的ニーズにも応える東和品質の製品開発とその展開」「未進出地域への事業拡大に向けた市場探

---

索」等に取り組むことで、Towa HDを中心として海外市場における国や地域を拡大させつつ、事業規模を成長させていきます。

当社の国内で評価された製品を海外市場へ提供していくことを目指し、海外の国や地域において当社の付加価値製剤に対する潜在的ニーズを探索しつつ、新規市場への進出に向けた調査活動を行っています。海外での販売に関しては、市場性やリスクを考慮しながら現地企業との提携や協力関係の構築等に取り組んでいます。Towa HDを中心に据えつつ、日米欧3極から世界中の患者に高品質で付加価値のあるジェネリック医薬品を提供できるグローバル事業基盤を確立していきます。

### 方針3 新たな健康関連事業への展開

「健康長寿社会に対応した医療・介護の実現や、医療から未病のケア・予防へシフトする社会に貢献する」ことを課題として認識し、当社の「人々の健康に貢献する」という理念に沿って、当社は新たな技術の獲得及びまったく新しい知見や技術との融合を図りつつ、新しい医療体制に対応した健康に関連する新規事業の創出に取り組めます。

当期は2022年3月7日に三生医薬株式会社（以下、「三生医薬」という。）の株式の取得を完了し、同社を完全子会社化しました。三生医薬が当社グループに加わることで、三生医薬が培ってきた高い技術力や広範な顧客基盤、健康食品関連のノウハウを活用でき、これにより、当社の目指す健康関連事業の多角的な展開が実現され、当社のさらなる企業価値向上につながると考えております。

### 方針4 技術イノベーションと製品価値の創出

「常に最高の東和品質の製品を提供し、持続的に成長することで社会に貢献する」ことを課題として認識し、これまでも取り組んできた「原薬技術」「製剤化技術」「生産技術」における技術イノベーションの創出に継続して取り組んでいきます。また、既存薬の新たな薬効を発見し、別の治療薬として開発する「ドラッグ・リポジショニング」等のように新たな製品価値の創出にも取り組んでいきます。

### 方針5 働きがいのある環境づくりと人財育成

「社員一人ひとりにとって働きがいのある会社として、会社と社員が共に成長することで、永続的に存続する企業であり続ける」ことを課題として認識し、個人の成長やキャリアの充実により、社員一人ひとりにとって、働きがいのある会社であり続けることに取り組み、製品づくりへのこだわりや思いが社員に伝承されることで、東和薬品らしさが存続することを目指します。また、社員が成長することで会社の企業基盤が強化され、変化に対応した成長が可能となるように取り組んでいきます。

---

## (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、医療用医薬品の製造・販売を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

	機能	名称	所在地
当 社	本 社	本 社	大 阪 府 門 真 市
		守 口 別 館	大 阪 府 守 口 市
		東 京 支 社	東 京 都 千 代 田 区
	研 究 所	中 央 研 究 所	大 阪 府 門 真 市
		製 剤 研 究 所	大 阪 府 門 真 市
		京 都 分 析 科 学 セ ン タ ー	京 都 府 京 都 市
		健 都 ハ ル ス ケ ア 科 学 セ ン タ ー	大 阪 府 吹 田 市
		尼 崎 リ サ ー チ セ ン タ ー	兵 庫 県 尼 崎 市
		姫 路 リ サ ー チ セ ン タ ー	兵 庫 県 姫 路 市
	工 場	大 阪 工 場	大 阪 府 門 真 市
		岡 山 工 場	岡 山 県 勝 田 郡 勝 央 町
		山 形 工 場	山 形 県 上 山 市
	物 流 セ ン タ ー	西 日 本 物 流 セ ン タ ー	岡 山 県 勝 田 郡 勝 央 町
		関 西 出 荷 セ ン タ ー	兵 庫 県 神 戸 市
		東 日 本 物 流 セ ン タ ー	山 形 県 山 形 市
営 業 所	大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市	
	他、全71営業所		
ジェイドルフ製薬株式会社	本 社	本 社	滋 賀 県 甲 賀 市
	工 場	土 山 工 場	滋 賀 県 甲 賀 市
大地化成株式会社	本 社	本 社	兵 庫 県 神 崎 郡 福 崎 町
	工 場	兵 庫 工 場	兵 庫 県 神 崎 郡 福 崎 町
		姫 路 工 場	兵 庫 県 姫 路 市
グリーンカプス製薬株式会社	本 社	本 社	静 岡 県 富 士 宮 市
	工 場	静 岡 工 場	静 岡 県 富 士 宮 市



	機能	名称	所在地
Towa Pharma International Holdings, S.L.	本社	本社	スペインカタルーニャ州バルセロナ
三生医薬株式会社	工場	本社	静岡県富士市
		南陵工場	静岡県富士宮市
		厚原工場	静岡県富士市
		久沢工場	静岡県富士市

## (7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,078 (852) 名	622名増 (168名増)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 三生医薬株式会社の全株式を取得し、完全子会社としたことにより当連結会計年度末において従業員数が551名増加しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,449 (705) 名	41名増 (21名増)	37.0歳	10.3年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	80,510百万円
株式会社国際協力銀行	17,000百万円
株式会社みずほ銀行	10,480百万円
株式会社三井住友銀行	6,163百万円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、興和株式会社から、2018年6月、2019年3月、2020年3月及び2021年3月に、ピタバスタチンCa・OD錠1mg「トーワ」、同2mg「トーワ」及び同4mg「トーワ」について同社の製剤特許の特許権侵害を理由として損害賠償を求める訴訟を提起されておりましたが、2022年3月に、東京地方裁判所において特許は無効とすべきとの理由により同社の請求を棄却する旨の判決が下されました。同社の控訴を受けて引き続き知的財産高等裁判所にて審理が継続する予定です。なお、当社は特許庁に対して同特許の無効審判を請求しており、現在係争中です。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 147,000,000株
- ② 発行済株式の総数 51,516,000株
- ③ 株主数 5,198名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
(株) 吉田事務所	20,100千株	40.83%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	4,116千株	8.36%
ビーエヌワイエム アズ エージェンシーエルティエス ノン トリー ティー ジャス デ ッ ク	2,304千株	4.68%
東和薬品共栄会	1,472千株	2.99%
吉田逸郎	1,455千株	2.95%
(株) 日本カストディ銀行 (信託口)	1,196千株	2.43%
東和薬品社員持株会	907千株	1.84%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	726千株	1.47%
(有) 吉田エステート	648千株	1.31%
ビービーエイチ フォー フィデリティ ピューリタン ティアール フィ デリティ エスアール イントリンシック オポチュニティーズ ファンド	584千株	1.18%

(注) 1. 当社は自己株式2,294,101株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。  
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数を基準に算出しております。

#### ⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の内容は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（譲渡制限付株式）であり、その交付状況は次のとおりであります。

区 分	株式の種類及び数	交付を受けた者の人数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	当社普通株式 7,410株	2名
監査等委員である取締役	-	-
社 外 取 締 役	-	-

## (2) 新株予約権等の状況

その他の新株予約権等の状況

2015年7月7日開催の取締役会決議に基づき発行した「2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権等の概要

発行日	2015年7月23日（ロンドン時間）
新株予約権の数	415個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端株は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。 調整後転換価額は3,742.0円とする。
新株予約権の行使期間	2015年8月6日から2022年7月8日まで （行使請求受付場所の現地時間）
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 2022年4月1日（同日を含まない）までは、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。
新株予約権付社債の残高	4,150百万円

- (注) 1. 2019年4月1日付で実施した1株を3株とする株式分割により、以降の転換価額を3,789.3円に調整しております。
2. 2019年6月25日開催の第63期（2019年3月期）定時株主総会におきまして、期末配当を当社普通株式1株につき金60円とする剰余金処分案が承認可決され、2019年3月期の年間配当金を1株につき107.5円としております。これに伴い、本新株予約権付社債の要綱の転換価額調整条項に従い、調整後転換価額を3,783.6円に調整しております。
3. 2020年6月24日開催の第64期（2020年3月期）定時株主総会におきまして、期末配当を当社普通株式1株につき金22円とする剰余金処分案が承認可決され、2020年3月期の年間配当金を1株につき44円としております。これに伴い、本新株予約権付社債の要綱の転換価額調整条項に従い、調整後転換価額を3,764.2円に調整しております。
4. 2020年7月23日付で2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の一部（10,850百万円）について繰上償還されております。

- 
5. 2021年6月25日開催の第65期（2021年3月期）定時株主総会におきまして、期末配当を当社普通株式1株につき金22円とする剰余金処分案が承認可決され、2021年3月期の年間配当金を1株につき44円としております。これに伴い、本新株予約権付社債の要綱の転換価額調整条項に従い、調整後転換価額を3,742.0円に調整しております。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉田逸郎	ジェイドルフ製薬(株)代表取締役会長
専務取締役	今野和彦	グリーンカプス製薬(株)代表取締役会長
取締役	田中政男	(株)プロトセラ代表取締役会長兼社長
取締役 (監査等委員・常勤)	白川敏雄	—
取締役 (監査等委員)	栄木憲和	アンジェス(株)社外取締役 (株)ファンペップ社外取締役 ソレイジア・ファーマ(株)社外取締役 キッズウェル・バイオ(株)社外取締役
取締役 (監査等委員)	大石歌織	北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー (株)PALTAC社外取締役
取締役 (監査等委員)	後藤研了	後藤研了公認会計士事務所代表 学校法人兵庫医科大学監事

- (注) 1. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために白川敏雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役(監査等委員)栄木憲和氏、大石歌織氏及び後藤研了氏は、社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を独立役員として届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)後藤研了氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役田中政男氏は、2021年4月14日に開催された株式会社プロトセラの臨時株主総会にて同社の代表取締役会長に就任し、同年7月15日に同社の代表取締役社長に就任し、兼任しております。

#### ② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位
根本秀人	2021年6月25日	任期満了	取締役 (監査等委員)

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材確保、役員職務の執行における委縮防止のため、取締役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

#### 【保険内容の概要】

- ・被保険者の実質的な保険料負担割合  
保険料は全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ・填補の対象となる保険事故の概要  
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等については一定の免責事由を設定しています。
- ・役員等の職務の適正性が損なわれなための措置  
保険契約には一部免責額を設定しており、当該免責額までの損害については填補の対象とはしていません。

### ④ 取締役の報酬等

#### イ. 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	年次賞与 (個人評価部分)	業績連動報酬等		
				金銭報酬	非金銭報酬	
取 締 役 (監査等委員を除く)	173	105	16	43	7	3名
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	49 (26)	49 (26)	- -	- -	- -	5名 (4名)
合 計 (うち社外取締役)	223 (26)	155 (26)	16 -	43 -	7 -	8名 (4名)

(注) 1. 2019年6月25日開催の第63期定時株主総会において、役員報酬額を以下のとおり決議いただいております。

- ・取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、基本報酬、年次賞与及び中長期業績連動型株式関連報酬を含めて年額550百万円以内 (うち社外取締役分は年額30百万円以内) とします。同総会最終時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の員数は3名 (うち社外取締役は0名) となります。
- ・監査等委員である取締役の報酬限度額は、社外取締役分も含めて、年額70百万円以内とします。同総会最終時点の監査等委員である取締役の員数は3名 (うち社外取締役は2名) となります。



- ・上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額年額550百万円以内とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対して支給する譲渡制限付株式付与のための金銭債権の総額を年額100百万円以内とします。同総会終結時点の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名（うち社外取締役は0名）となります。
- 2. 当社は、2018年6月26日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し同制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を支給対象となる役員の退任時に支給することを決議いただいております。
- 3. 業績連動報酬等の金銭報酬の内訳は、年次役員賞与36百万円（全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）に支給）と中長期業績連動型株価連動報酬7百万円となります。

#### ロ. 業績連動報酬等に関する事項

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の業績連動報酬は年次賞与及び株式関連報酬としております。年次賞与は、会社業績に基づく賞与（以下、「業績連動賞与」という。）と個人評価に基づく賞与（以下、「個人評価賞与」という。）で構成しております。

年次賞与のうち業績連動賞与は、当社が事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、単体の営業利益目標を指標とし、これに連動して算出しております。

株式関連報酬は、中長期業績連動型株価連動報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成しております。これらはいずれも中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることから中期経営計画に掲げる連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出しております。

中長期業績連動型株価連動報酬は、中期経営計画期間を評価期間として、予め取締役会において定める基準により、役位別に定める付与ポイント数に、中期経営計画の連結営業利益額の目標達成度合いに応じた支給率及び評価期間満了時における当社普通株式の時価を乗じた額の金銭を支給しております。

譲渡制限付株式報酬は、原則として、中期経営計画の対象期間の初年度に、予め取締役会において定める基準により、全対象期間にわたる職務執行の対価に相当する額の金銭報酬債権を一括して支給し、その全額を現物出資財産として払込みを受け、譲渡制限付株式を付与し、その際、当該付与を受ける取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）との間で、①一定期間、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該株式を無償取得すること等をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結した上で、その後、譲渡制限が解除される株式数を、中期経営計画に掲げる連結営業利益の達成度合いに応じて確定しております。譲渡制限が解除されなかった株式は当社が無償取得します。譲渡制限を解除する時期は、譲渡制限付株式付与後3年から30年の間で、取締役会で決定します。

当事業年度を含む単体の営業利益及び連結営業利益の推移は、以下に記載のとおりです。

区 分	第63期 (2019年3月期)	第64期 (2020年3月期)	第65期 (2021年3月期)	第66期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
単 体 営 業 利 益	15,796百万円	16,735百万円	19,941百万円	18,742百万円
連 結 営 業 利 益	15,968百万円	16,143百万円	19,923百万円	19,205百万円

#### 八. 非金銭報酬等の内容

取締役が中長期の企業価値向上に貢献するため、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬を支給しております。当該譲渡制限付株式の内容は「口. 業績連動報酬等に関する事項」のとおりであり、その交付状況は「2. 会社の現況」の「(1) 株式の状況」の「⑤当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりです。

#### 二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

##### (1) 方針の決定方法

決定方針は、指名・報酬委員会において審議・承認し、指名・報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。

##### (2) 方針の内容の概要

当社は、企業理念の実現に向けた優秀な人材確保並びに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識や株主との利益意識の共有、株主重視の経営意識を高めることを主眼とした報酬体系としており、取締役が職務遂行にあたり、意欲や士気を高めることができるよう、会社・個人業績について明確な目標設定とそれに基づく報酬としております。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等は、基本報酬、年次賞与及び株式関連報酬で構成しており、各報酬の割合は概ね60%：30%：10%としております。代表取締役の年次賞与は業績連動賞与を100%としております。

監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、監督機能を担う職責に鑑み、基本報酬のみで構成しております。

##### a. 基本報酬

基本報酬は、月例の固定報酬とし、職責・職務を勘案して、他社水準を考慮し決定しております。

## b. 年次賞与

業績連動賞与は、当社が特に重視する単体の営業利益目標を指標とし、これに連動して算出し、個人評価賞与は、各取締役（代表取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の評価に応じて支給しております。

## c. 株式関連報酬

株式関連報酬は、中長期業績連動型株価連動報酬及び譲渡制限付株式報酬とし、中期経営計画に掲げる、当社が特に重視する連結営業利益の目標に連動して、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、それらのいずれか一方を支給するものとしております。

中長期業績連動型株価連動報酬は、中期経営計画期間を評価期間として、予め取締役会において定める基準により、役位別に定める付与ポイント数に、中期経営計画の連結営業利益額の目標達成度合いに応じた支給率及び評価期間満了時における当社普通株式の時価を乗じた額の金銭を支給しております。

譲渡制限付株式報酬は、原則として、中期経営計画の対象期間の初年度に、予め取締役会において定める基準により、全対象期間にわたる職務執行の対価に相当する額の金銭報酬債権を一括して支給し、その全額を現物出資財産として払込みを受け、譲渡制限付株式を付与します。その後、譲渡制限が解除される株式数が、中期経営計画に掲げる連結営業利益等の予め定める事項における達成度に応じて、確定します。譲渡制限が解除されなかった株式は当社が無償取得することとしております。

### (3) 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、独立社外取締役が半数を占める指名・報酬委員会において報酬案を審議・承認し、取締役会は指名・報酬委員会の承認内容を尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

### (4) 取締役会の決議により報酬等の決定を委任している場合の委任に関する事項

当事業年度における基本報酬及び年次賞与の個人別の報酬額について、2021年6月25日開催の取締役会決議に基づき、代表取締役社長吉田逸郎がその具体的内容の決定の委任を受けております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定並びに当社単体の営業利益目標の達成度及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた年次賞与の額の決定です。これらの権限を委任した

理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるようにするための措置として、指名・報酬委員会に対して、基本報酬及び年次賞与の各報酬支給基準の制定・改正並びに実支給額について諮問し答申を得るものとし、代表取締役は基本報酬及び年次賞与の各報酬支給基準に関する答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）栄木憲和氏は、アンジェス(株)、(株)ファンペップ、ソレイジア・ファーマ(株)及びキッズウェル・バイオ(株)の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）大石歌織氏は、北浜法律事務所・外国法共同事業のパートナー及び(株)PALTACの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）後藤研了氏は、後藤研了公認会計士事務所の代表及び学校法人兵庫医科大学の監事であります。当社は後藤研了公認会計士事務所との間には特別な関係はありません。また、当社は学校法人兵庫医科大学と取引関係がありますが、取引額は僅少であります。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

#### ア. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会（15回開催）		監査等委員会（13回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役 （監査等委員）	栄 木 憲 和	15回	100%	13回	100%
取 締 役 （監査等委員）	大 石 歌 織	15回	100%	13回	100%
取 締 役 （監査等委員）	後 藤 研 了	12回	100%	10回	100%

(注) 取締役（監査等委員）後藤研了氏は、2021年6月25日開催の第65期定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他の取締役と異なります。なお、取締役（監査等委員）就任以降の取締役会の開催回数は12回、監査等委員会の開催回数は10回であります。

b. 取締役会及び監査等委員会等における発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・ 栄木憲和氏は、グローバル企業での豊富な経験や幅広い見識を活かして、健全かつ効率的な経営の推進について、専門的な立場から監督、助言をいただくことにより、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しておりましたところ、取締役会において、当該専門的な立場から積極的な発言をいただく等、適切な役割を果たしていただいております。また、監査等委員会では当社の経営全般について適宜、必要な発言を行っており、指名・報酬委員会では委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・ 大石歌織氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を活かして、企業経営の健全性の確保とコンプライアンス経営の推進について、専門的な立場から監督、助言をいただくことにより、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しておりましたところ、取締役会において、当該専門的な立場から積極的な発言をいただく等、適切な役割を果たしていただいております。また、監査等委員会では当社の法務リスクについて適宜、必要な発言を行っており、指名・報酬委員会では、当事業年度において、委員選任後に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・ 後藤研了氏は、公認会計士としての財務・会計等の分野における専門的な知識と監査法人の経営者としての経験や見識を活かして、当社の経営全般の透明性と客観性向上についての監督、助言をいただくことにより、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しておりましたところ、取締役会において、当該専門的な立場から積極的な発言をいただく等、適切な役割を果たしていただいております。また、監査等委員会では当社の財務リスクについて適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

### ② 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	61百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社並びに当社の在外子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するErnst&Youngのメンバーファームに対して、監査証明業務並びに非監査業務（デューデリジェンス支援業務等）に基づく報酬を支払っております。

### ③ 会計監査人の非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠り、又は会計監査人としてふさわしくない非行がある等、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときは、監査等委員会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会議案の内容を決定します。



## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守、財産保全を確保するために統制環境を整え、内部統制システムの整備を行い、企業価値を継続的に高め、全てのステークホルダーの信頼を得ることを主な目的として企業経営を推進します。

なお、2022年3月14日の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を改定しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

### ① 取締役・社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」といいます。）の全ての役員及び社員が遵守すべき「私達の誓い（T-SMILE）」及び「東和薬品グループ企業行動規範」を制定し、これに基づき、高い倫理観と社会的良識をもって社会から信頼と支持を得られる正しい企業活動を行います。取締役は取締役会を組織し、原則毎月1回定期開催するほか必要に応じて随時開催するものとし、重要な課題について善良な管理者の注意義務をもって十分な検討を行い、適正かつ迅速な意思決定によって経営にあたります。また、「コンプライアンス基本規程」を制定し、倫理的かつ遵法精神に根ざした企業行動の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、役員及び社員のコンプライアンス意識向上の施策の実施とコンプライアンス研修等による正しい知識の修得に努めます。

さらに、当社グループ役員及び社員による不正行為の早期発見・是正を目的に整備した内部通報制度の適正な運用を図ります。

一方、社長直轄の内部監査室が全部門の内部監査を実施し、その結果については経営トップに直接報告します。改善を要する事項についてはフォロー監査を実施し、その改善状況を確認します。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関しては、当社は情報セキュリティ管理規程、文書管理規程等に従って適切な状態で保存、管理し、取締役が、適正かつ効率的に職務を遂行できるようにします。職務の執行に必要な場合は、何時でも資料の提出を求めることができます。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

当社は、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社グループの各部門と役員及び社員全員が、本基本規程に従い、全社的リスク管理を徹底します。当社グループを取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応することが、当社グループの存続・発展に不可欠であり、リスクの未然防止、又はリスク発生時の利害関係者の利益喪失及び企業経営への影響度の最小化を図ることを基本としております。当社グループのリスクマネジメント体制は、最高責任者の社長の下、リスクマネジメント委員会を設置する体制としております。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加え、「経営戦略会議」や「経営モニタリング会議」を設置し、経営課題に関する重要案件を審議します。また、経営方針に沿って中期経営計画を策定し、基本戦略や経営目標を明確にするとともに、年度予算で、売上や利益目標を設定し、目標達成に向けた経営を実践します。一方、業務執行面では、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」を定め、権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化、迅速化を図ります。

### ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整えます。グループ企業については経営企画部が経営管理を担当し、グループ企業から経営状況の報告を受けるとともに、十分な情報交換、意見調整を行い、各企業の経営意思を尊重しつつ、当社グループの経営効率の向上を図ります。また、当社グループの全ての役員及び社員が利用できる内部通報制度をコンプライアンス委員会が整備し、コンプライアンスに関する基本ルールを当社グループ共通のものとするとともに、必要な施策、研修等を当社グループで横断的に実施・運用することにより、コンプライアンス経営の徹底を図ります。

### ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するために、監査等委員会を補助する組織又は人員を配置します。当該補助スタッフが他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の補助業務を優先するものとし、また、当該スタッフの人事異動及び評価に関して、監査等委員会の事前の同意を必要とする等、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性、及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に留意するものとします。

役員及び社員は、監査等委員会から業務執行に関する報告を求められたときは、速やかに報告する



こととします。常勤監査等委員は、監査等委員会による監査を実効的に行うため、「取締役会」のほか、「経営戦略会議」「経営モニタリング会議」「リスクマネジメント委員会」「コンプライアンス委員会」、その他重要な会議又は委員会に出席することができます。

当社グループの役員及び社員は、業務又は財務の状況に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、重大なコンプライアンス違反発生懸念があるときは、速やかに監査等委員会に報告するものとします。また、監査等委員会は、必要に応じ何時でも資料の提出を求めることができます。内部通報を主管するコンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び社員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告するものとします。

当社は、内部通報制度の利用を含む監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び社員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び社員に周知徹底します。

監査等委員会は、監査業務を効率的に遂行するために必要な場合、内部監査室と協同して業務を行い、また、内部監査室は、定期的に内部監査の実施状況を監査等委員会に報告するものとします。

当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担処理するものとします。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役・社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会の主導の下、役員及び社員向けに日常的な啓発活動を行うとともに、コンプライアンス推進期間を設けてグループ全体で次のような諸施策を実施しました。

- ・ 経営トップのメッセージの発信・周知
- ・ コンプライアンス意識調査アンケートの実施及び実施結果の本部・子会社へのフィードバック
- ・ 各職場でコンプライアンスに関する意見交換会を実施
- ・ 役員を対象とする内部統制に関する集合研修
- ・ 全社員向け教育研修（企業行動規範に関するeラーニング）

その他、役員及び社員が遵守すべき「私達の誓い（T-SMILE）」及び「東和薬品グループ企業行動規範」の制定・改定並びに改正薬機法や情報セキュリティに関する教育研修を実施しました。

欧米子会社においても、引き続きコンプライアンスに関するポリシーやルールの策定を進めつつ、2021年6月から2022年1月にかけてコンプライアンス推進キャンペーンを実施し、Code of Ethicsに関する研修等の施策を実施しました。

内部通報制度は国内グループ内で共通のヘルプラインとして運用されております。グループ各社から寄せられた通報に対し、コンプライアンス委員会が通報者の保護を図りつつ適切に対処しており、内部監査室によるモニタリングとあわせて、問題の早期発見と是正に寄与しました。海外子会社にも内部通報窓口を設置して運用を行っております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」に基づき、適切に情報の保存及び管理を行うとともに、必要に応じて、取締役が当該情報を閲覧できるようにしております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

危機管理に関する基本的事項を定めた「リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を開催し、経営に重大な影響を及ぼす危機の未然防止、及び万一発生した場合の被害の極小化について対応策を検討しております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度における主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は15回開催され、取締役会規程に則って、十分な検討の上、経営上の重要事項に関する適正かつ迅速な意思決定を行っています。また、「経営戦略会議」、「経営モニタリング会議」を開催し、経営課題に関する重要案件を審議しました。

#### ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理担当部門は経営企画部であり、「関係会社管理規程」において、協議承認事項及び報告事項を定め、綿密な連携のもとにグループ全体としての業務の適正を図っております。また、関係会社に対する監査は内部監査室が行っております。

#### ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われるため、社外取締役を含む監査等委員は、毎月1回、監査等委員会を開催し、監査方針に則って、監査に関する重要事項の報告、協議、決議を行いました。また、常勤監査等委員は「取締役会」のほか、「経営戦略会議」「経営モニタリング会議」「コンプライアンス委員会」「リスクマネジメント委員会」等への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しました。さらに、会計監査人及び内部監査室からは定期的に報告を受け、意見交換を実施しました。

### (7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>166,864</b>	<b>流動負債</b>	<b>115,073</b>
現金及び預金	32,830	支払手形及び買掛金	14,834
受取手形及び売掛金	42,896	電子記録債務	14,242
電子記録債権	7,971	短期借入金	49,335
商品及び製品	32,098	1年内償還予定の新株予約権付社債	4,150
仕掛品	12,055	1年内返済予定の長期借入金	8,022
原材料及び貯蔵品	28,548	未払金	11,251
デリバティブ債権	5,832	未払法人税等	4,285
その他	4,750	役員賞与引当金	108
貸倒引当金	△119	設備関係支払手形	3,427
<b>固定資産</b>	<b>163,071</b>	設備関係未払金	2,207
<b>有形固定資産</b>	<b>100,857</b>	その他	3,206
建物及び構築物	53,315	<b>固定負債</b>	<b>82,692</b>
機械装置及び運搬具	16,224	長期借入金	79,194
土地	16,778	退職給付に係る負債	547
建設仮勘定	11,709	その他	2,950
その他	2,829	<b>負債合計</b>	<b>197,766</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>54,102</b>	<b>純資産の部</b>	
のれん	44,647	<b>株主資本</b>	<b>129,078</b>
製造販売権	6,626	資本金	4,717
その他	2,828	資本剰余金	7,837
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,110</b>	利益剰余金	122,131
投資有価証券	464	自己株式	△5,608
関係会社株式	607	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,091</b>
繰延税金資産	5,075	その他有価証券評価差額金	113
退職給付に係る資産	27	為替換算調整勘定	2,977
その他	2,760	<b>純資産合計</b>	<b>132,169</b>
貸倒引当金	△825	<b>負債・純資産合計</b>	<b>329,935</b>
<b>資産合計</b>	<b>329,935</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	165,615
売 上 原 価	95,429
売 上 総 利 益	70,185
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	50,980
営 業 利 益	19,205
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	15
為 替 差 益	795
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	2,896
補 助 金 収 入	310
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2
そ の 他	525
	4,546
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	230
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	670
そ の 他	111
	1,011
経 常 利 益	22,739
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	123
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	27
投 資 有 価 証 券 評 価 損	58
関 係 会 社 株 式 評 価 損	505
そ の 他	25
	616
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	22,246
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,155
法 人 税 等 調 整 額	176
	6,331
当 期 純 利 益	15,914
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	15,914

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類

### 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>125,397</b>	<b>流動負債</b>	<b>97,787</b>
現金及び預金	25,465	支払手形	589
受取手形	1,197	電子記録債務	13,767
電子記録債権	7,176	買掛金	9,445
売掛金	25,087	短期借入金	48,000
商品及び製品	23,974	1年内償還予定の新株予約権付社債	4,150
仕掛品	10,841	1年内返済予定の長期借入金	6,824
原材料及び貯蔵品	23,511	未払金	6,085
前払費用	1,314	未払法人税等	3,513
その他	6,927	役員賞与引当金	58
貸倒引当金	△98	その他	5,351
<b>固定資産</b>	<b>174,496</b>	<b>固定負債</b>	<b>71,530</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>68,452</b>	長期借入金	70,183
建物	36,125	資産除去債務	190
構築物	1,008	その他	1,157
機械及び装置	11,768	<b>負債合計</b>	<b>169,318</b>
車両運搬具	17	<b>純資産の部</b>	
工具器具備品	1,644	<b>株主資本</b>	<b>130,461</b>
土地	12,509	資本金	4,717
建設仮勘定	5,379	資本剰余金	7,873
<b>無形固定資産</b>	<b>2,577</b>	資本準備金	7,870
ソフトウェア	720	その他資本剰余金	3
その他	1,857	<b>利益剰余金</b>	<b>123,479</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>103,466</b>	利益準備金	399
投資有価証券	440	その他利益剰余金	123,079
関係会社株式	89,250	特別償却準備金	3
関係会社長期貸付金	14,131	圧縮積立金	314
繰延税金資産	1,728	別途積立金	64,985
その他	1,392	繰越利益剰余金	57,776
貸倒引当金	△3,476	<b>自己株式</b>	<b>△5,608</b>
<b>資産合計</b>	<b>299,893</b>	<b>評価・換算差額等</b>	<b>113</b>
		その他有価証券評価差額金	113
		<b>純資産合計</b>	<b>130,575</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>299,893</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	123,302
売 上 原 価	67,632
売 上 総 利 益	55,669
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	36,926
営 業 利 益	18,742
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	71
為 替 差 益	733
デ リ バ テ ィ ュ 評 価 益	2,896
補 助 金 収 入	154
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	390
そ の 他	472
	4,718
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	187
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	670
そ の 他	109
	967
経 常 利 益	22,493
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	0
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	18
投 資 有 価 証 券 評 価 損	58
関 係 会 社 株 式 評 価 損	505
	582
税 引 前 当 期 純 利 益	21,910
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,663
法 人 税 等 調 整 額	△70
当 期 純 利 益	16,318

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

東和薬品株式会社  
取締役会 御中

2022年5月20日

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 美和一馬  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小山晃平  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東和薬品株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東和薬品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために



経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

東和薬品株式会社  
取締役会 御中

2022年5月20日

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 美和一馬  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小山晃平  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東和薬品株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、今後とも継続して内部統制システムの整備と充実に取り組み、当社グループの体制強化を図ることが重要であると考えております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

東和薬品株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	白川敏雄	Ⓔ
監査等委員	栄木憲和	Ⓔ
監査等委員	大石歌織	Ⓔ
監査等委員	後藤研了	Ⓔ

(注) 監査等委員栄木憲和、大石歌織及び後藤研了は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

## 株主総会会場ご案内図

大阪府門真市新橋町2番11号  
会場 **当社本店 2階会議室**  
電話 (06) 6900-9100



株主総会会場  
**東和薬品株式会社  
本店**

### 交通

京阪電鉄・大阪モノレール  
門真市駅 下車

**出口③** から徒歩約**5分**

——— お願い ———  
駐車場がございませんので、  
ご了承のほどお願い申し上げます。